

2021年4月以降、時短や外出自粛等の影響を受けた
道内事業者の皆様へ

国の月次支援金

中小法人等 上限 **20**万円 個人事業者等 上限 **10**万円

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様への支援

【国の月次支援金】

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されるものです。

要件1 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（※1）に伴う

「飲食店・1,000㎡超施設の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けていること（※2）

- ※1 4月 東京都・大阪府・京都府・兵庫県・宮城県・神奈川県・埼玉県・千葉県・愛知県・沖縄県
（北海道内の幅広い事業者も申請可能です。特に、旅行関連事業者は、申請に必要な書類が大幅に簡素化される予定です。）
5月 北海道を含む都道府県が対象措置実施都道府県となりました。より幅広い事業者も申請可能となります。
※2 休業・時短営業に伴う協力金の支給対象となっている事業者の皆様は対象外です。

要件2 2021年の**月間売上げ**が、2019年又は2020年の**同比**で、**50%以上減少**

給付額 【中小法人等】 上限 **20**万円/月 【個人事業者等】 上限 **10**万円/月

申請受付期間 4月・5月分：2021年**6月中下旬**～**8月中下旬**
6月分：2021年**7月1日**～**8月31日**

● **国の相談窓口**にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479（※通話料がかかります）

2020年11月～2021年3月までの間、時短にご協力
いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を
受けた方は

道の特別支援金

中小法人等 **20**万円
個人事業者等 **10**万円

月次支援金と
併給可能です

ぜひ、ご活用ください